

資料編

資料編

1

野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会委員名簿

任期：平成20年10月1日～平成22年9月30日

介護保険事業 計画による区分	条例に基づく区分	氏名	所属役職
保健医療関係者	医師会の代表	◎岡田 一 芳	野田市医師会会長
	歯科医師会の代表	林 亨 二	野田市歯科医師会副会長
	薬剤師会の代表	秋 田 茂	野田市薬剤師会会長
	保健所の代表	寺 島 正 子	野田健康福祉センター地域保健福祉課長
	その他市長が必要と認めた者	現王園 章 子	野田ひまわり訪問看護ステーション管理者
	その他市長が必要と認めた者	熊 一 枝	野田市保健推進員
福祉関係者	社会福祉協議会の代表	○藤 井 浩	野田市社会福祉協議会会長
	地区社会福祉協議会の代表	太 田 泰 子	中根地区社会福祉協議会理事
	〃	藤 井 愛 子	北部地区社会福祉協議会副会長
	〃	宇佐見 節 子	福田地区社会福祉協議会副会長
	〃	篠 田 恵美子	二川地区社会福祉協議会理事
	民生委員児童委員協議会の代表	大 島 治	野田市民生委員児童委員協議会会長
	その他市長が必要と認めた者	須賀田 恵美子	野田市第1地区民生委員児童委員協議会副会長
	民間老人福祉施設の代表	岩 井 勝 治	社会福祉法人野田みどり会理事長
	その他市長が必要と認めた者	山 崎 美 紀	特別養護老人ホーム福寿園施設長
	〃	白 島 智 子	株式会社トータルサポート・ノダ代表取締役
	〃	神 山 志 延	野田市介護支援専門員協議会専務理事
	〃	斎 藤 晶 子	関宿地区地域包括支援センター関宿ナーシングビレッジ（看護師）
被保険者代表	〃	稲 葉 明 美	北部川間地区地域包括支援センター主任介護支援専門員
	自治会連合会の代表	大 野 功	野田市自治会連合会会長
	その他市長が必要と認めた者	秋 山 彦 市	野田市自治会連合会副会長
	〃	富 沢 和 夫	〃 副会長
	〃	石 塚 一 男	〃 副会長
	老人クラブ連合会の代表	篠 塚 義 正	野田市いきいきクラブ連合会会長
その他市長が必要と認めた者	鈴 木 あ い	野田市いきいきクラブ連合会副会長	
学識経験者	学識経験者	丸 山 克 俊	東京理科大学教授
	学識経験者	三 輪 秀 民	江戸川大学総合福祉専門学校講師
その他	公共職業安定所の代表	坂 元 久	松戸公共職業安定所野田出張所長
	シルバー人材センターの代表	飯 塚 孝 典	野田市シルバー人材センター会長

◎会長 ○副会長

平成6年3月31日
野田市条例第6号

注 平成18年9月から改正経過を注記した。

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、老人福祉計画及び介護保険事業計画の円滑な実施の推進等を図るため、野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(平20条例4・一部改正)

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- (1) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)に基づく老人福祉計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) 介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく介護保険事業計画の策定及び見直しに関すること。
- 2 前項に掲げるもののほか、委員会は、次に掲げる事項について調査審議し、市長に意見を述べることができる。

- (1) 老人福祉法に基づく老人福祉計画の推進に関すること。
- (2) 介護保険法に基づく介護保険事業計画の推進に関すること。
- (3) 地域包括支援センターの設置及び運営に関すること。
- (4) 地域密着型サービスの指定及び運営に関すること。
- (5) その他老人の福祉に関すること。

(平18条例37・平20条例4・一部改正)

(組織及び委員)

第3条 委員会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医師会の代表
- (2) 歯科医師会の代表
- (3) 薬剤師会の代表
- (4) 保健所の代表
- (5) 社会福祉協議会の代表
- (6) 民生委員児童委員協議会の代表
- (7) 民間老人福祉施設の代表
- (8) 自治会連合会の代表
- (9) 老人クラブ連合会の代表
- (10) 公共職業安定所の代表
- (11) シルバー人材センターの代表
- (12) 地区社会福祉協議会の代表
- (13) 学識経験者

(14) その他市長が必要と認めた者

(平18条例37・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、地位又は職により委嘱された委員の任期は、当該地位又は職にある期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(平18条例37・一部改正)

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務の所掌は、市長の定めるところによる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(平18条例37・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

(他の条例の廃止)

2 野田市老人保健福祉計画作成懇談会設置条例(平成4年野田市条例第28号)は、廃止する。

附 則(平成10年9月30日野田市条例第25号)

(施行期日)

1 この条例は、平成10年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に改正前の野田市老人保健福祉計画推進委員会設置条例の規定に基づいて、野田市老人保健福祉計画推進委員会委員として委嘱されている者は、改正後の野田市老人保健福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会設置条例(以下「新条例」という。)の規定に基づいて、野田市老人保健福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会委員として委嘱されたものとみなす。

3 前項の規定により委嘱されたものとみなされた委員に係る当該任期については、新条例第4条第1項中「2年」とあるのは「平成10年7月1日から平成12年9月30日まで」と読み替えて適用する。

附 則(平成18年9月29日野田市条例第37号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。
(野田市高齢者サービス調整委員会設置条例の廃止)
- 2 野田市高齢者サービス調整委員会設置条例(平成元年野田市条例第8号)は、廃止する。

附 則(平成20年3月31日野田市条例第4号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に第4条の規定による改正前の野田市老人保健福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会設置条例第3条第2項の規定により委嘱されている野田市老人保健福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会委員は、第4条の規定による改正後の野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会設置条例第3条第2項の規定により野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会委員として委嘱されたものとみなす。

3

用語解説 (五十音順)

※矢印 (→) は関連項目及び参照項目を示す。

あ

●アピールシート

介護サービス事業者の事業内容、特徴、方針等を一覧表として紹介したもの

●移送サービス

要介護者等の移動手段を確保するため、タクシー運賃の一部助成（福祉タクシー事業）や福祉カーの貸出し等を行うサービス

●インフォーマルサービス

援助が必要な人を地域社会で支援していくための、家族、親戚、友人、同僚、ボランティアなどによるサポートをいう。日常生活における見守り、訪問、配食、ゴミ出し、ガイドヘルパー活動などがある。

●上乗せサービス →保険給付

●NPO（エヌ・ピー・オー）・NPO法人（特定非営利活動法人）

Nonprofit Organization の略。営利を目的としない活動を行う民間組織。特定非営利活動促進法（通称NPO法）に基づき、県知事等の認証を受けた法人（特定非営利活動法人）をいう。

か

●介護

身体または精神の障害があり、日常生活動作に支障がある方に対し、食事、入浴、排せつ等生活に必要な基本的動作を介助し、その他身体面において日常生活の全般を支え、助けること

●介護給付 →保険給付

●介護サービス計画 →ケアプラン

●介護サービス事業者協議会

介護サービスを提供している事業者で構成され、サービスに関する情報提供や情報交換及び研修会等を行い、介護保険制度の円滑な実施を図る。

●介護支援専門員 →ケアマネジャー

●介護支援専門員協議会

実際に活動している介護支援専門員等で構成され、ケアプランにおける事例検討、情報交換、及び研修会等を行い、会員の資質の向上を図る。

●介護従事者処遇改善臨時特例交付金

介護従事者の処遇改善等を目的に実施する介護報酬の改定に伴い、第4期介護保険料が上昇することから、急激な上昇を抑制するため、国が緊急特別対策として交付するもの

●介護相談員

介護サービスの提供の場を訪問して、サービスを利用する方等の話を聞き、相談に応じる等の

活動を行う専門家。サービス事業所等への介護相談員派遣等事業を行う市町村に登録されている。利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、派遣を受けた事業所における介護サービスの質的な向上を図り、苦情に至る事態を未然に防止する。

●介護認定審査会

保健・医療・福祉の専門家により構成される機関で、介護等を必要とする程度（要介護度）等についての審査・判定を行う。

●介護報酬

介護サービス事業者が、介護保険制度におけるサービスを提供した対価として、厚生労働大臣が定めた算定基準に基づき、保険者である市町村と利用者から、介護サービス事業者へ支払われる費用のこと

●介護保険事業計画

3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業にかかる保険給付の円滑な実施に関する計画

●介護保険施設

介護保険施設とは、介護保険法に規定されている介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の3種類の施設をいう。

●介護ボランティア制度

高齢者がボランティアを行い、ポイントを手に入れることで、介護保険料を割り引くなど、いくつかの自治体では独自に取り組みを始めている事例がある。

●介護予防事業 →地域支援事業

●介護療養型医療施設（療養病床）

病状が安定期にあり、長期療養を必要とする要介護者に対して、施設サービス計画に基づき療養上の管理、看護、医学的管理下における介護等の世話及び機能訓練その他必要な医療を行う。医療制度改革に伴って平成24年3月末に制度上の廃止が決定されている。介護保険制度の施設サービスの一つ

●介護利用型軽費老人ホーム →ケアハウス

●介護老人福祉施設 →特別養護老人ホーム

●介護老人保健施設（老人保健施設）

病状が安定期にあり、入院する必要はないが、リハビリテーションを中心とした介護を必要とする要介護者が入所対象で、施設サービス計画に基づいて看護、医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要な医療、日常生活上の世話を行う。介護保険制度の施設サービスの一つ

●看護

疾病や負傷等により療養中の人に対し、家庭や病院で療養上必要とする世話、医学的な援助を行うこと。看護の範囲は多岐にわたり、日常生活の身の回りの介助や診療の補助までを行う。介護保険制度では介護サービスの一つに訪問看護がある。

●機能訓練

疾病、外傷、老化などによって心身の機能が低下している人に対して行う、心身機能維持及び回復のための訓練

●基本構想・基本計画

「基本構想」とは、議会の議決を経て策定される自治体の総合的な将来構想で、その中にはめざすべき都市像やそれを達成するための指針が盛り込まれる。「基本計画」は、基本構想で定めた目標を達成するための具体的な事業計画（概ね10年から20年の期間の計画）

●キャリアデザイン

自分らしい生き方を見出すために必要な知識及び技術を身に付けるとともに、家族生活やコミュニティの一員として生活しながら、社会的活動などを通じて意識的に自分らしい生き方を実践すること

●給食サービス

ひとり暮らしの高齢者の孤立感の解消と地域との交流を図ることを目的に、食生活改善推進員の協力を得て、市の保健センターで調理をし、ともに食事をするサービス。介護保険の対象ではない。

●救急医療体制

住民が利用しやすい地域単位で救急医療体制を確保することを目的として、機能分担に基づき一次、二次、三次と体系的に整備が図られている救急医療の提供体制

- ・一次救急医療体制 市町村を単位として、初期の救急患者の診察を内科・外科・産婦人科等の医療機関で行う体制
- ・二次救急医療体制 一次医療施設からスクリーニングされた入院や治療を必要とする救急患者に対処する後方医療施設の体制
- ・三次救急医療体制 二次救急病院からの紹介による重篤患者の受け入れ等、専門的かつ特殊な医療を受け持つ体制

●居宅介護支援・介護予防支援 →ケアマネジメント

●居宅介護支援事業者

利用者の意向をふまえてケアプランを作成したり、個々のサービス事業者との調整を行ったりする事業者。県の指定が必要。居宅介護支援事業者に所属するケアマネジャーがケアプランを作成する。

●居宅療養管理指導

病院、診療所または薬局の医師、歯科医師、薬剤師が家庭を訪問して、療養上の管理や指導を行う。または管理栄養士が通院困難な要介護者等の居宅を訪問し、療養生活の質の向上を図るため、療養上の管理、指導を行うサービス

●緊急通報システム事業

ひとり暮らしの高齢者等の家に緊急通報用電話機を設置し、急病や緊急事態の際、電話機の通報用ボタンを押すだけで直接消防署に通報し、対応するためのシステム。介護保険の対象ではない。

●ケアハウス（介護利用型軽費老人ホーム）

老人福祉法に基づく軽費老人ホームの一つ。

軽費老人ホームは、原則として60歳以上の方（夫婦の場合、どちらかが60歳以上）で、かつ自炊が困難である等、独立した生活に不安が認められるが、家族の援助が得られない高齢者を対象とした入所施設で、A型（給食型）、B型（自炊型）、ケアハウス（個室型）がある。

特に、ケアハウスは介護利用型軽費老人ホームともいう。

●ケアプラン（介護サービス計画）

要介護者等に対し、適切なサービスを提供するための計画。居宅サービス、地域密着型サービスにかかわる居宅サービス計画と、施設サービスにかかわる施設サービス計画とがあり、この計画に基づき介護サービスが提供される。

●ケアマネジメント（居宅介護支援・介護予防支援）

要介護認定者の心身の状況や意向等を踏まえ、その人が自らの機能や能力を最大限に活かして生活できるよう、ケアマネジャーがケアプランを作成すること

また、ケアプランが確実に実行されるように、介護サービス事業所との連絡調整やサービスの提供状況の継続的な管理・評価を併せて行う。

なお、介護予防ケアマネジメントは、予防給付のマネジメントと、地域支援事業における介護予防事業のマネジメントを指す。市町村が責任主体となり、地域包括支援センターの保健師等、主任ケアマネジャーが主に対応する。要支援状態になることの防止と、要支援者の要介護状態への悪化防止の一体的対応が行われる。

●ケアマネジャー（介護支援専門員）

要介護者等がその心身の状況などに応じて、適切な居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスを利用できるようにケアマネジメントを行う専門家のこと

●言語聴覚士（ST）

言語、聴覚に障害のある方に対して、医師の指示の下に治療、訓練、検査、指導を行う専門職

●後期高齢者（化率） → 前期高齢者（化率）・後期高齢者（化率）

●コーホート要因法

同年または同期間に出生した集団についての人口変化を推計する方法。例えば、ある地域の20から24歳の人口は、5年後には25から29歳の集団となるが、5年間の人口変化は死亡数と移動数（地域の人口流入）によって生じるものであり、この死亡数と移動数を仮定することで人口を推計する手法

さ

●作業療法士（OT）

身体または精神に障害のある者に対し、主としてその応用的動作能力または社会的適応能力の回復を図るため、医師の指示により、諸機能の維持・回復、開発を促す作業活動を用いて、治療・訓練、指導を行う専門職

●三位一体改革

地方の権限と責任を大幅に拡大する方向で、①国庫補助負担金の改革、②地方交付税の改革、③税源移譲を含む税源配分の見直しの三つを同時にすすめることを内容とする国の改革方針をいう。

●参酌標準

介護サービス利用量を見込むために、国が示した介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針における整備量の目安のこと

●支給限度額

在宅サービスについて設定される、要介護度ごとに介護保険で利用できる上限額のこと。要介護者、要支援者がこの額を超えて介護サービスを利用した場合、超過した部分は保険給付の対象とはならず、自己負担になる。

なお、特定福祉用具販売と住宅改修については、これとは別に各々限度額が設定されている。

●GPS

グローバル・ポジショニング・システム（Global Positioning System）の略。全地球測位システム。人工衛星の発する電波によって、地球上の現在位置を正確に測定するシステム。携帯用の無線発信機等を持たせることにより、対象者の居場所を検索・特定する。

●社会福祉協議会

社会福祉法に基づく社会福祉法人の一つで、中央（全国社会福祉協議会）、都道府県、市町村に組織されている。住民が主体となり、地域の福祉の増進を目的に活動する民間の自主的組織で、地域の高齢者福祉や障害者福祉等の推進に大きな役割を果たしている。

●社会福祉法人

社会福祉事業を行うために社会福祉法に基づいて設立される法人。社会福祉法人には、国や地方公共団体から補助・助成・税制優遇措置等、運営上の支援が行われている。

●住宅改修

要介護者等が住んでいる住宅について、手すりの取り付けや段差解消等、小規模な改修を行う場合、その費用の一部を支給するサービス

●食生活改善推進員

「自分の健康は自分の手で」をスローガンに正しい食生活を実践し、それを周囲に広めていくことを目的として設置されている制度的ボランティア。自治体が委嘱をしている。

●所得段階別保険料

第1号被保険者保険料は、保険料の支払能力に応じた負担を求める観点から、基準額に所得段階別負担率を乗じた保険料が設定される。

●ショートステイ（短期入所生活介護／短期入所療養介護）

要介護者等が介護保険施設に短期間入所し、必要な介護を受けるサービス

●シルバー人材センター

定年退職後などにおいて臨時、短期的な就業を通じて、長年の経験と能力を活かして働く意欲を持つ高齢者の方が会員として登録し、各人の希望や能力に応じた仕事を行うことにより、自らの生きがいの充実や高齢者の就業機会の増大、地域社会の発展に寄与することを目的として活動している公益法人

●スクリーニング

ふるい分けすること。Screening。

地域支援事業において、介護予防のための生活機能評価の受診者及びその他様々な方法により把握された特定高齢者の可能性がある方が記入した基本チェックリストを基に、特定高齢者の候補として選定する。

●生活習慣病

食生活、運動、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣（ライフスタイル）が、その発症や進行に大きく関与する慢性の病気。高血圧、脳血管障害、虚血性心疾患等の循環器系の疾患や悪性新生物（がん）、糖尿病、歯周疾患など、生活習慣の改善により、ある程度予防することができる疾患の総称

●成年後見制度

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の判断能力が不十分な方の契約等を本人に代わって家庭裁判所が選任した成年後見人が、財産管理、身上監護などを行う制度

家庭裁判所が事案に応じて適切な保護者（成年後見人、保佐人、補助人）を選ぶ法定後見制度と、本人が前もって代理人（任意後見人）を選び、自己の判断能力が不十分になった場合の財産管理、身上看護などについての代理権を与える任意後見制度がある。

●前期高齢者（化率）・後期高齢者（化率）

65歳以上の方を高齢者と定義した場合、一口に高齢者といっても65歳と100歳では健康度や社会的活動等が大きく異なるため、65歳から74歳の高齢者を「前期高齢者」とし、要介

護状態になる率が急激に高くなる75歳以上の高齢者を「後期高齢者」として区分している。
前期高齢化率・後期高齢化率は、前期高齢者数・後期高齢者数を総人口で除した比率

た

●第1号被保険者保険料・第2号被保険者保険料 →保険料

●第1号被保険者・第2号被保険者 →被保険者

●団塊の世代

第1次ベビーブームとなった戦後復興期の1947年ごろに生れた世代をいい、作家の堺屋太一氏が小説の題名で命名したことに由来する。平成20年版高齢社会白書によると1947年から1949年生まれは、2005年10月現在約677万人おり、他の世代に比べ突出して多くなっている。

●短期入所生活介護／短期入所療養介護 →ショートステイ

●地域ケア

介護や支援を必要とする高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、福祉、保健、医療機関、地域住民等が協働して地域全体で支えていくこと。高齢者の居住環境を重視するとともに、日常生活圏の中で必要な保健医療、福祉サービスの提供や住民、ボランティアによる支援などが受けられるよう、環境の整備を目指すもの

●地域支援事業

被保険者が要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するために市町村が行う事業であり、介護予防事業、包括的支援事業、任意事業がある。

- ・介護予防事業 地域の高齢者が要介護状態となることを予防する目的で実施される事業。健康な高齢者を対象とする一般高齢者施策と要介護状態となる恐れのある特定高齢者を対象とする特定高齢者施策がある。
- ・包括的支援事業 地域包括支援センターが地域の高齢者を対象に行う事業
- ・任意事業 市町村が任意に設定して実施する事業

●地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護→地域密着型サービス(小規模特別養護老人ホーム)

●地域密着型サービス

介護保険制度において、平成18年度の制度見直しにより新たに創設されたサービス。従来の全国的に共通する一般的なサービスと並んで、サービス利用範囲が主に市町村内に限られるようなサービスで、以下の6種類がある。利用者は、原則として当該市町村の被保険者に限られる。サービス事業者の指定権限は、保険者(市町村)が有し、一定の範囲内で指定基準及び報酬の変更を行うこともできる。小規模入所系サービスと小規模居住系サービスについては、市町村または日常生活圏域ごとに「必要利用者定員総数」を計画に設定し、これを超えた場合は、事業者を指定しないこともできる。要介護者の住み慣れた地域での生活を24時間体制で支えるという観点から、要介護者の日常生活圏域内ごとにサービス提供の拠点が確保されるべきであるとされている。

- ・小規模特別養護老人ホーム(地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護)
定員29人以下の介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
- ・小規模特定施設(地域密着型特定施設入居者生活介護)
29人以下のケアハウスまたは有料老人ホームであって、特定施設の指定を受けたもの
- ・グループホーム(認知症対応型共同生活介護)

- 中程度の認知症の状態にある要介護者が、5～9人程度で共同生活を行いながら、家庭的な環境で、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練を受けるサービス
- ・認知症デイサービス（認知症対応型通所介護）
認知症高齢者を対象としたデイサービス
 - ・小規模多機能型居宅介護
「通い」を中心として、要介護者の様態や希望に応じて随時「訪問」や「泊まり」を組みあわせて提供するサービス。
 - ・夜間対応型訪問介護
夜間に、定期巡回による訪問介護及び通報による随時対応の訪問介護をあわせて提供するサービス

●地域密着型特定施設入居者生活介護 →地域密着型サービス

●地域包括支援センター

地域において、①介護予防ケアマネジメント事業、②総合相談支援事業、③高齢者の虐待の防止・早期発見及び権利擁護事業、④包括的・継続的マネジメント事業の四つの基本的な機能を持つ総合的マネジメントを担う中核機関。運営主体は、市町村、在宅介護支援センターの運営法人、市町村が委託する法人。職員は、保健師、経験のある看護師、主任ケアマネジャー、社会福祉士等。

●通所介護 →デイサービス

●通所リハビリテーション →デイケア

●デイケア（通所リハビリテーション）

要介護者等が介護老人保健施設、病院等に通い、心身の機能の維持回復や日常生活の自立を助けるために、理学療法・作業療法その他必要なリハビリテーションを受けるサービス

●デイサービス（通所介護）

要介護者等がデイサービスセンターに通い、入浴、食事の提供等の日常生活上の世話、機能訓練等を受けるサービス

●特定施設（特定施設入居者生活介護）

特定施設入居者生活介護事業所の指定を受けた介護付き有料老人ホーム、ケアハウス、高齢者向け優良賃貸住宅及び養護老人ホームに入所している要介護者等について、当該施設が行う入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話で、介護保険給付対象になる。

●特定施設入居者生活介護 →特定施設

●特定高齢者

要支援又は要介護となるおそれのある高齢者

●特定福祉用具販売

要介護者等に対して、貸与になじまない福祉用具（排泄補助用具、入浴補助用具等）の購入費を一部支給する。

●特別給付（市町村特別給付） →保険給付

●特別徴収・普通徴収

介護保険料の徴収方法の区分で、特別徴収と普通徴収がある。

- ・ **特別徴収** 国等の年金保険者が、受給者に年金を支給する際、介護保険料を徴収し市町村に納入する方法。年金受給者には、保険料が差し引かれた額で年金が支給される。
- ・ **普通徴収** 市町村が介護保険料の納付義務者に対して納入通知書を発送し、納付義務者から直接保険料を徴収する方法

●特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）

在宅介護が困難で常時介護を必要とする要介護者に対して、施設サービス計画に基づいて介護等の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行う。介護保険制度の施設サービスの一つ

な

●二次救急医療体制 →救急医療体制

●日常生活自立支援事業

認知症や知的・精神的障害などがあるために、自分の判断で適切に福祉サービス等を利用することが困難な方に対して、相談、助言、代行、代理の方法により福祉サービス利用の援助、日常的な金銭管理、書類の預かり等を行う事業。この事業は、利用者と都道府県社会福祉協議会等の契約に基づいてサービスを提供するシステムのため、利用者は契約内容を理解する能力が必要となる。かつては、「地域福祉権利擁護事業」として実施されていたが、平成19年4月に名称が変更された。

●日常生活用具給付等事業

寝たきり高齢者やひとり暮らし高齢者に対し、日常生活用具として火災報知器や自動消火器、電磁調理器等を給付や貸与を受けるサービス。介護保険の対象ではない。

●任意事業 →地域支援事業

●認知症

成人に起こる認知（知能）障害であり、記憶、判断、言語、感情などの精神機能が減退し、その減退が一過性でなく慢性に持続することによって日常生活に支障をきたした状態であること。

従来の「痴呆」という用語が侮辱的な表現である上に、この病気の実態を正確に表しておらず、早期発見・早期診断等の取組の支障になっているとの理由から、「認知症」という新しい用語に改められた。

●認知症対応型共同生活介護 →地域密着型サービス（グループホーム）

●認知症対応型通所介護 →地域密着型サービス（認知症デイサービス）

●ノーマライゼーション

多様な人々（男女、高齢者、若者、障害者、障害を持たない人等）が、社会の一員として皆、均等に生活できるような社会であるとの考え方。その実現のために、人々がともに地域や家庭での暮らしを営めるような地域社会づくりを目指した福祉サービスを推進していくことが理念

は

●配食サービス

おおむね65歳以上で調理が困難な高齢者等に食事を配達しながら安否確認を行うサービス。介護保険の対象ではない。

●バリアフリー

高齢者や障害のある人が、できる限り自立して安全に日常生活を営めるように配慮した環境（まち・住まい）づくりを行うという考え方（例：段差の解消）。広くは、障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な制約要因についても障壁（バリア）にとらえ、これを除去していこうという考え方

●被保険者

保険料を支払い、保険給付などを受ける権利を持つ者をいう。

- ・第1号被保険者 市内に住所を有する65歳以上の方をいう。ただし第1号被保険者が介護保険施設等に入所するために住所を変更した場合は、変更前の市町村の被保険者となる（住所地特例）。
- ・第2号被保険者 市内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者をいう。第2号被保険者の保険料は市町村では徴収せず、加入する医療保険者が徴収する。

●福祉用具貸与

居宅サービスのひとつとして、日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与する。

なお、福祉用具とは、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ、認知症老人徘徊感知器、移動用リフト（つり具の部分を除く）の12品目のことをいう。

●普通徴収 →特別徴収・普通徴収

●布団乾燥サービス事業

ひとり暮らし、寝たきりの高齢者等を対象に布団の乾燥を行うサービス。介護保険の対象ではない。

●プライマリ・ケア

プライマリ・ヘルス・ケアの略称で、住民が最初に接する保健医療（基本的保健医療）をいう。

これに携わる医師は、的確に病状等を把握し適切な処置を行うほか、必要に応じて専門医に紹介する等、専門と一般とを包括した最善の医療を提供するよう努める。住民に身近な存在として、本人・家族の健康保持、疾病予防、リハビリテーションに至るまでの全てにおいて、かかりつけ医としての役割を果たす。

●包括的支援事業 →地域支援事業

●ホームヘルパー（訪問介護員）

訪問介護サービスの担い手。要介護者等の家庭を訪問し、身体の介護（食事、入浴、排せつ、衣類着脱などの介護、身体の清拭・洗髪、通院の介助）、家事、関係機関などとの連絡、相談・助言等を行う。

●ホームヘルプサービス（訪問介護）

訪問介護員（ホームヘルパー）が家庭を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話をを行うサービス

●訪問介護 →ホームヘルプサービス

●訪問介護員 →ホームヘルパー

●訪問看護

訪問看護ステーション等の看護師が要介護者等の家庭を訪問して、医師の指示に基づいて療養上の世話や必要な診療の補助等を行うサービス

●訪問指導

療養上の相談を希望する人を対象に保健師または看護師が家庭を訪問し、看護方法、療養方法等を指導している。

●訪問調査

要介護等認定の申請を受理した後、市の職員または市から委託を受けた居宅介護支援事業所等のケアマネジャーが申請者の自宅等を訪問し、本人の心身の状況や環境等を聞き取り調査すること

●訪問入浴介護

浴槽を積んだ入浴車で家庭を訪問して、要介護者について入浴の介護を行うサービス

●訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士等が家庭を訪問して、心身の機能の維持回復や日常生活の自立を助けるために、理学療法・作業療法その他必要なリハビリテーションを行うサービス

●訪問理容サービス事業

おおむね65歳以上のひとり暮らしの方及び高齢者のみの世帯で、一般の理容サービスの利用が困難な方などに、理容サービスに係る訪問費用を助成する事業。介護保険の対象ではない。

●保険給付

介護保険法に定められている保険給付には、介護給付、予防給付、市町村が実施する市町村特別給付がある。

- ・ **介護給付** 要介護者に対する居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスの給付
- ・ **予防給付** 要支援者に対する居宅サービス介護予防サービス、地域密着型介護予防サービスの給付
- ・ **市町村特別給付** 要介護者または要支援者に対する介護保険法に定められている標準的な種類と範囲のサービス以外に、市町村が実施する独自のサービス（**横だしサービス**）及び介護サービスの支給限度基準額を超えたサービス（**上乘せサービス**）を実施する独自の給付

●保険者

介護保険制度における保険者は、地域住民にとって最も身近な行政主体である市町村（特別区を含む）と規定されている。保険者としての役割には、被保険者の資格管理、要介護認定、保険給付、サービス基盤整備を推進するための市町村介護保険事業計画の策定、第1号被保険者保険料の決定・徴収、介護保険特別会計の設置・運営などがある。

●保健推進員

地域の母子保健、生活習慣病予防、地域情報の把握・連絡を目的として設置されている制度的なボランティア

●保険料

介護保険の加入者が保険給付に要する費用の財源として保険者に支払う料金

- ・ 第1号被保険者の保険料 市町村が条例で定め、徴収する。
- ・ 第2号被保険者の保険料 市町村では徴収せず、加入する医療保険者が徴収する。

●保険料基準月額

市町村が条例により第1号被保険者保険料の年額を定める場合に基礎となる基準額。標準給付費見込額から一定の方法により保険料収納必要額を算定し、予定保険料収納率、所得段階別加入割合補正後被保険者数（ともに3年間の合計）で除した数値をさらに12（月）で除し、得られた数値

●ボランティアコーディネーター

ボランティア希望者とボランティアを求める人を結びつけたり、相談や助言、情報提供等の支援を行い、ボランティア活動の円滑な推進を担う者。現在、野田市では、ボランティアセンターや一部の地区社会福祉協議会に配置されている。

ま

●民生委員（民生委員・児童委員）

各市町村に置かれる民間奉仕者で、都道府県知事の推薦により厚生労働大臣が委嘱。任期は3年。一般の民生委員は社会福祉全般を中心として、様々な行政や関係機関の業務に協力することを任務とするほか、地域の相談役としての機能も果たしている。さらに、高齢者福祉分野では老人福祉推進員を兼務しており、地域の高齢者の生活実態を常に把握し、相談や指導を行うとともに、明らかになった実態やニーズを行政や関係機関に伝達していく等、地域住民と行政とのパイプ役としての役割も果たしている。

や

●有料老人ホーム

高齢者を入所させ、入浴、排せつ、若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設であって、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないもの

●ユニットケア

これまでのような数十人を対象とした介護ではなく、10人程度を1つの生活単位(ユニット)として小人数の家庭的な雰囲気の中で介護を行うという考え方

●要介護等認定者

介護保険のサービスを利用するために、市に要介護等の認定申請をし、訪問調査や審査を経て「介護や支援が必要である」と認定された方。介護等を必要とする状態の程度に応じて、要支援1～2（要支援者）と要介護1～5（要介護者）に区分される。

●養護老人ホーム

経済的に生活が困難な方で、住宅の状況や家族の事情で自宅での生活が難しい、おおむね65歳以上の方が入所する施設

●横出しサービス →保険給付

●予防給付 →保険給付

ら

●理学療法士（PT）

身体に障害のある者が、主体的な生活を送ることができるようにするため、身体的機能の回復と維持のための治療・訓練、指導を行う専門職

●リバース・モーゲージ

現金収入の少ない高齢者が持ち家等の不動産を担保に毎月の生活費等を借り、本人が死亡した後不動産を売却して一括返済する仕組み

●リハビリテーション

何らかの障害を持つ人の身体的・精神的・社会的能力を最大限に回復させるために行う機能訓練や社会復帰のために行う専門的な指導

●老人クラブ

高齢者の知識及び経験を生かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を通じ、老後の生活を豊かなものにするを目的とした、会員の年齢は概ね60歳以上の自主的な組織

●老人福祉計画

老人福祉法第20条の8に基づき、福祉事業の量の目標及びその確保の方策、その他老人福祉事業の供給体制の確保に関して必要な事項を定める計画

千葉県野田市
野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画

野田市シルバープラン

発行日：平成21年3月

発行：野田市
〒278-8550
千葉県野田市鶴奉7番地の1
TEL 04-7125-1111（代表）

編集：野田市保健福祉部高齢者福祉課
